

平成 29 年 11 月 13 日

農林水産省食料産業局長
井上 宏司 殿

公益社団法人日本農業法人協会
会長 山田 敏之



農產物流通構造の改革に向けた緊急提言

我が国の食料自給率を向上させ、農業就業人口の減少を食い止めるためには、農業が十分な所得を得られる魅力ある産業となる必要があり、先の国会においても生産資材や農產物流通のコスト低減を図ることを目的として、農業競争力強化支援法他、8本の法律が成立したところ。

今般、議論がなされている卸売市場改革については、効率的・機能的で生産者と消費者の双方がメリットを得られる農産物の流通構造を実現することを目指し、卸売市場だけでなく市場外の取引も含めた流通・消費の実態を踏まえ、生産者の経営感覚を削ぐのではなく、向上させる方向に関連制度を見直していくことが必要である。

生産現場に軸足を置く日本農業法人協会としては、21世紀における先進国型市場制度の確立を求め、次の点を提言する。

1 新たな農產物流通の仕組みの構築

- 宅配・ネット・通販等の業者に対しても、物流拠点として農産物の集荷・分配施設が活用できるように、卸売市場機能の運用改善を図る。
- I C T を活用した新たな民間流通の取組みを支援し、共同配送等の効率化によるコスト削減や、生産者等への積載情報開示により現在 41% 程度の積載率を向上させる。
- 市場外流通における施設利用料(センター料)について、卸売市場流通の委託手数料をもとにした根拠のない利用料を見直すなど、関係省庁が連携して公正な取引を実現する。
- 食品スーパーの過当競争による買い叩き等、強大化するバイイングパワーへの対応を行う。

2 卸売市場の改革

(1) 公正かつ透明な取引の確保

農業生産の不安定さなどにより弱い立場に置かれることの多い生産者にとって、公正で透明な取引を行える場は必要であるが、大口需要者による取引拡大から、公正な価格形成の手段とされてきたセリ（競売）の割合は 10% 台に低下。

- 小売価格からの逆算による卸売価格の決定方法に対し、適正な方法で価格形成がなされているかについて、国の関与・監視を強化する。
- 価格決定方法については、現在の無条件委託販売から、再生産を可能とする最低価格制度の導入など、条件付き委託販売へ変更する（再生産価格の確保）。
- 市場間での青果物規格の違いや規格の多さがコスト増に繋がっていることから、生鮮用・加工用など、用途や流通ルートに即した合理的な規格への簡素化を図る。
- QRコード等を活用した、市場情報システム等の開発・普及により、卸売業者・仲卸業者の入荷及び出荷の時間短縮や、抜本的な労力の削減を進める。
- 生産現場で実施しているトレーサビリティやGAPが、卸売市場で遮断されている現状を改善する。

(2) 出荷奨励金及び完納奨励金制度の廃止

原資がすべて生産者の負担となっている出荷奨励金及び完納奨励金については、本来、公共性の観点から生産者と買受人の双方が負担すべきものである。

- 委託手数料率の水準や使途を情報開示により生産者が確認できるようにするとともに、根拠となる都道府県条例等への国の関与・監視を強化する。
- 本来、生産振興のために卸売業者から生産者へ支払われるべき出荷奨励金は、実態として出荷団体の維持経費に充てられ、生産者に還元されていない場合が多い状況を踏まえて廃止をする。
- フィンテック等の新たな金融技術を活用した決済機能を導入し、仲卸業者による代金回収リスクを低減させることで、完納奨励金を廃止する。
- 上記奨励金の廃止により、委託手数料から相当額を差し引くことで、料率を現在の半分程度となる水準へ削減する。

＜中央卸売市場における一般的な手数料等の水準＞

委託手数料：青果 8.5%、果実 7.0%

完納奨励金：1.0%

出荷奨励金：青果 1.7% (+0.3% (※))

(※) 全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会等に対する特別奨励金

以 上